

証券の償還等の状況報告書
(年未現在)財 務 大 臣 殿
(日本銀行経由)

報告年月日： _____

報 告 者：

名 称 及 び

代 表 者 氏 名 _____

居住者

国 籍 _____ 非居住者 (該当分に○)

報告者の区分 (居住者のみ、該当分に○)

1. 公的部門 2. 銀行 (銀行勘定) 3. 信託銀行 (銀行勘定)

4. 生命保険会社 5. 損害保険会社

6. 投資信託委託会社又は資産運用会社 7. その他

所 在 地 _____

責任者記名押印

又 は 署 名 _____

担当者氏名 (電話番号) _____

(単位：百万円、千通貨単位)

1 発行又は募集した証券	(1) 種類			
	(2) 額面総額			
	(3) 発行又は募集の時期 (払込日) 及び場所			
	(4) 定時償還の方法			
2 償還等の状況	(1) 当年の償還・株式転換等の額	(2) 償還・株式転換等の累計額	(3) 残高	

- (記入要領)
- 西暦により記入すること。
 - 「責任者記名押印又は署名」欄には、報告の提出について授權された者が記名押印又は署名すること。
 - 金額は、当該証券の券面表示通貨により記入すること。
 - 「2 償還等の状況」欄中「(1) 当年の償還・株式転換等の額」欄及び「(2) 償還・株式転換等の累計額」欄には、当該証券の元本の全額又は一部の償還、買入消却又は株式への転換について、当年中に行った額及び当年までの累計額をそれぞれ記入すること。また、「(3) 残高」欄には、当該証券の当年末の残高を記入すること。

「証券の償還等の状況報告書」の記載要領**1. 報告を要する者**

本報告書は次に定める証券の発行者が、毎年12月末における当該発行証券の残高が10億円相当額以上の場合に、年中の元本の償還、買入消却又は株式への転換など償還等の状況を報告する。

- (1) 外国において証券の発行又は募集を行なった居住者
- (2) 本邦において外貨証券の発行又は募集を行なった居住者
- (3) 本邦において証券の発行又は募集を行なった非居住者

ただし、上記該当者であっても イ. 当該証券の発行又は募集について「証券の発行又は募集に関する報告書」（報告省令別紙様式第21）による報告を要しなかった者、ロ. 当年中の当該証券の発行残高が減少していない者、ハ. 当該発行証券の残高が10億円相当額に満たない者は、本報告の提出を要しない。

2. 報告の根拠となる法令条文

報告省令第31条

3. 報告書の提出先と照会先

- (1) 提出先：〒103-8660 東京都中央区日本橋本石町2-1-1
日本銀行国際局国際収支統計担当62番窓口
（郵送の場合の宛先：〒103-8660 日本橋郵便局私書箱30号
日本銀行国際局国際収支統計担当）
- (2) 本報告書に関する照会先：国際収支統計担当 03-3277-1383

4. 報告書に計上する期間（あるいは時期）

毎年12月末

5. 報告書の提出期限

翌年1月20日（休日の場合はその前営業日まで）。なお、郵送の場合は期限までに必着とする。

6. 提出部数

1部

7. 報告書の提出の要否を判定するために使用する換算レート

1. ただし書きハ. における外国通貨建証券を円換算する場合のレートは、外為法第7条に定める「基準・裁定外国為替相場」レートを用いること。

8. 記入の方法と留意点

- (1) 報告年月日等は、西暦により記入すること。

- (2) 報告者は、法人名称及び代表者の氏名を記入するとともに、国籍ならびに居住者、非居住者の区分を記入すること。また、居住者の報告者については、該当する報告者の区分に丸を付すこと。
- (3) 「責任者記名押印又は署名」欄には、報告の提出について授権された責任者（報告者の内部規定に基づき選定）が記名押印又は署名すること。なお、責任者の選定にあたり部長等の役職の有無は問わない。また、報告者又は代理人の担当者氏名ならびに電話番号を忘れずに記入すること。
- (4) 「1 発行又は募集した証券」欄中「(4) 定時償還の方法」欄には、報告対象年内に到来したか若しくはこれから到来する定時償還又は満期償還の年月日を償還の区分とともに記入すること。
- (5) 発行又は募集した証券毎に別葉で作成すること。
- (6) 金額は、当該証券の券面表示通貨で記入すること。
- (7) 「2 償還等の状況」欄中は次のとおり記入すること。
- イ. 「(1) 当年の償還・株式転換等の額」欄は、当年中に償還等（元本の償還、買入消却又は株式への転換）を行なった額（償還等の区分及び年月日を記入すること）。
- なお、新株引受権証券又は新株予約権証券の買入消却があった場合には、その金額及び買入消却日を、当欄にかっこ書（外書）すること。
- ロ. 「(2) 償還・株式転換等の累計額」欄は、当年末までの償還等の累計額。
- ハ. 「(3) 残高」欄には当該証券の当年末残高。

証券の償還等（買入消却、株式転換等を含む）に係る居住者と非居住者との間の取引については、当該金額が3,000万円相当額を超える場合、「支払又は支払の受領に関する報告書」（別紙様式1～4）による報告を要する（報告省令第2条又は第3条関係）こととなっている。このため、本件「証券の償還等の状況報告書」による報告に際しては、「支払又は支払の受領に関する報告書」による所定の報告が済んでいることを事前に確認しておくこと。